

令和3年11月定例総会

令和3年11月5日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和3年度第6回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月5日（金） 午後15時～15時30分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（13人）

会長	1番	上野 貴生
農業委員	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

農地利用最適化推進委員

1番	安田 泰平
2番	弘田 好希
3番	田邊 昌一
4番	池 俊伸
5番	上野 清吉
6番	坂本 直幸
7番	宮上 昌三
8番	岡田 弘重

4. 欠席委員（0人）
5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第5号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係	中脇 成哉
農林水産課農業係	畦地 莉人

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、10月定例総会
を開会致します。

本日は坂本委員が10分～15分遅れると報告を受けています。

宜しく申し上げます。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議に
ついて

議案第5号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山委員

5番 岡崎委員 の2人を指名致します。

それでは議事に移ります。

発言の際には挙手のうえ、氏名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議についての審議をおこないます。

事務局
(岡田)

1～3 ページまでが非農地証明の内容なのでご確認よろしくお
願い致します。

1 ページから説明してまいります。申請人の名前は記載のと
おりです。申請地は足摺岬です。

申請理由をご覧ください。申請人の祖母が建築して住んでい
ましたが、死亡してからは賃貸住宅用の宅地として現在も使
用しています。登記上の地目が畑のままなため宅地に変更し
たいという非農地証明の相談です。

2 ページ目をご覧ください。位置図です。

平岩となっていますが、松尾から足摺岬に行く旧道ですね。

ほぼ足摺岬側になりますが道沿いに立って左です。

現地写真が3ページ目でございます。ご覧のとおり宅地状態

となっておりますが、登記上、畑のため非農地証明を出して

くださいとのことでした。平成元年からこのような状態なので

既に30年は経過している状態でございます。以上です。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について①議案のとおり承認

することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

それでは、

議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
の審議をおこないます。

事務局
(岡田)

4条案件です。4～9ページ目までの説明になります。

まず4ページ目の説明をしてみたいと思います。申請者が記載のとおりです。担当委員は岡田さんをお願いしております。

場所です。大岐茶屋駄場の登記上畑、現状宅地となっておりますが、7ページをご覧ください。土地利用計画図とかいていますが、これだけ大きな土地の中の細長い道をつけた黄色くなっている部分を今回宅地として使いたいということで、4条申請が出されております。すでに自分の土地の分筆も終わってしまっていて、土地として使う部分のみを宅地としてくださいという申請内容です。そしたら4ページ目にもどっていただいて、転用の目的は宅地でございます。自己資金に関しては事務局で調査しましたが、補助金によりこの額が担保されていることを確認しております。

申請者は市が所有していた農地を購入した方で、購入して3年経って耕作している土地の一部を宅地としたいということ

です。農業用倉庫が建っていますが、6ページ目をみていただくと確認できます。この倉庫の横に住宅を建てて大岐でこの土地を活用していきたいということでございます。場所は大岐の自動車学校の少し手前になります。8ページ目にはどんな家を建てるかっていう宅地の図面を添付しています。9ページの意見書を農業委員会で審議して県に併せて添付しないといけません。まず9ページ目の左側土地の状況等というところ読みますが1.農地区分と転用目的、先ほど言いましたが、分筆も終え適当な場所だと確認しております。資金力も自己資金を確認しておりますのでこれも適当と判断しました。転用行為に関しては関係ないので記載していません。確実性も図面等から確実性はあると判断しました。行政免許など許可の関係もまちづくり対策課で確認済みです。農地以外の土地の利用見込みですが、宅地としての利用で問題ないとしております。計画面積も公図などで確認済みです。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無も問題ない。一時転用には該当しないということでもあります。

右側ご覧ください。申請した日は10月19日に受付しまし

た。農業委員会の締め切りは20日ですので、それまでに受付をしてですね、意見書を今日確認していただいたら11月5日付けで作成、来週の月曜日には知事に発送という形で予定の日を記載させてもらっています。

一番下でございます。都市計画区域決定の有無ですが区域内であり、振興地域外であり、農用地区域外であることを確認しています。以上です。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡田委員

高知の宇佐におった子やけどね、キャンピングカーで寝泊まりしてる状況で不便ながよ、やけんはよ建ててあげてもらいたいと思います。お願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明がお終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

家を建てようと思って購入したのでしょうか。

事務局
(岡田)

この方は3条で取得したのですが、3条はのうちを農地として利用する取得、それをいきなり変更は難しいですが、3年間耕作したことによって、4条の条件である農業をする意思が確認されています。

議長
(上野会長)

他に質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議案第3号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

事務局
(岡田)

の審議をおこないます。担当者の説明を求めます。

10～14 ページまでの内容です。農地法第 5 条の申請です。

他人が所有する農地を宅地に変えたいというものです。

13 ページをご覧ください。左側の図、黄色で囲んだ部分です。家を建てられる土地の面積は 500 m²までですが、越えてしまっているので分筆してくれということで、10 ページ目をご覧ください。面積 490 m²になるよう分筆して家を建てる計画を認めてくれないかという内容になっています。転用目的は宅地です。利用理由は建物の新築、自己資金も確認した結果間違いなくおこなえるだろうと判断しました。

11 ページ目位置図です。浦尻から窪津へ抜けるまでのクロネコヤマトから川沿いにちょっと上がったところになります。今はみかんなど果樹を植えている状態です。

12 ページをご覧ください。奥にみかんの木が確認できると思います。また 13 ページの土地利用計画図についてですが、土地の空きスペースについては県から質問が来るので詳しく記載しています。浄化槽の排水計画もまちづくり対策課で確認を

とっています。

14 ページです。転用するのが先ほど言ったように 490 m²、農地の転用目的も適当と認めました。資金力も借入額の確認により適当と認めます。申請に係る用途の確実性も図面などから確実と認めます。行政庁の許可についても確実であると認めています。農地以外の土地の利用見込みも宅地として利用するということで確実としています。計画面積の妥当性も公図などから適当と認めます。所有者の周辺住民の同意も得ています。一時転用ではないことも確認できています。

申請が 10 月 19 日受付も同じく 10 月 19 日で意見の決定が本日 11 月 5 日、知事への送付が 11 月 8 日を予定しております。

都市計画区域内でありまして、振興地域外で農用地区域外ということも確認しておりますのでご審議のほどよろしく願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第 3 号 農地法第 5 条の申請に係る意見の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議案第 4 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議に

ついての審議をおこないます。担当者の説明を求めます。

事務局
(中脇)

15 ページをお開きください。借受人は津呂でショウガの栽培をしております方で、今回規模拡大のため利用権設定をおこないたいとのことです。借受人の氏名、年齢、住所は記載のとおりです。貸付地の詳細も記載のとおりです。16 ページに航空写真、17 ページに現地写真を添付しています。

借受人の農業経営状況についてです。農作業従事日数が 300

日、雇用労働力が延べ人数 30 人、農機具所有状況は軽トラック 1 台、トラクター 1 台、管理機 1 台、パイプハウス 2 棟、ハーベスター 1 台となっております。また今回の利用権設定にあたって借受人が原則農業者であると認められる必要があります。判断の目安として、土佐清水市では作業日数が 150 日以上、耕作面積が 30a 以上という条件がありますが、今回両方の条件を満たしております。審議のほどよろしく願います。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば願います。

池田委員

先月、事務局と現地確認に行きました。何年も耕作されてないような土地でしたが、きれいに手入れされておりました。また借受人は地区からの信頼もある人です。ご審議のほどよろしく願います。

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議案第5号 その他の件について

次回の定例総会は、令和3年12月9日（木）15時から

会場は土佐清水市役所第一会議室にて行います。

こうち農業員会女性ネットワーク幡多ブロック管内視察について事務局の説明を求めます。

事務局
(岡田)

女性の農業に関する関心を高めて女性経営者を増やしていこうという国の政策がございまして、女性委員の幡多管内研修への参加をしてくださいというアナウンスがありますので確認をしたところでは、今後も女性に限らず、会長が県での会があったりとか、委員さんも含めた幡多管内の研修に参加してくれというアナウンスがあるとおもいます。その都度タイミングがわかったらですね、農業委員会の総会にかけたいとおもいます。

議長
(上野会長)

その他に何かご意見ございませんか？

ないようでしたら、これをもって11月定例総会を閉会といたします。